

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題であると認識しております。株主・クライアント・取引先等全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を目指して企業価値増大に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2】

株主総会の招集通知の発送については、会社法により株主総会開催の2週間前までに発送するに定められておりますが、今後はより早く速やかに発送するように努めてまいります。

【補充原則1 - 2】

当社の株主に占める海外投資家の割合は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、コスト等を勘案した結果、実施しておりません。今後につきましては、海外投資家の持株比率及び機関投資家からの要望を踏まえ、必要に応じて議決権行使の環境整備や招集通知の英訳について検討してまいります。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の運用等の制度は採用していないため、財政状況への影響はありません。

【補充原則3 - 1】

当社では英訳の情報開示・提供については現状の当社株主構成を勘案し行っておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 1】

当社が属するインターネット業界は環境や技術の変化が早いいため、中長期経営計画を策定する代わりに、中長期的な経営戦略についてIR活動等を通じて継続的に説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の社外取締役は、現時点で1名のみですが、社外取締役及び社外監査役の合計数が業務執行取締役と同数で構成されており、社外取締役及び社外監査役が連携を取ることで、意思決定・業務執行に対して監督を行うことによりその役割を果たしております。一方で、当社はコーポレート・ガバナンスの強化において独立社外取締役を2名以上選任することの重要性を認識しており、当社から独立した立場にあり、当社の経営上の議論において有用な意見をいただける適切な候補者を選任できるよう努めてまいります。

【補充原則4 - 10】

当社は、社外役員を4名選任しており、役員の指名・報酬等に関して取締役会を通じて適切に検討されておりますが、今後は、諮問委員会の設置に関しても検討してまいります。

【補充原則4 - 11】

当社は、社外役員を含む各取締役、各監査役の意見等に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後は、取締役会の運営に関して適時見直していくとともに、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社では原則として政策保有株式を保有いたしません。しかしながら政策保有が必要となる場合につきましては、定期的に、その保有についてリターンとリスク等を踏まえた経済合理性や将来の見通しを中長期的に勘案し、取締役会にて十分な検証を行い、当社にとって中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に限るものとしております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は原則として関連当事者との取引は実施しない方針であります。新たに関連当事者と取引を開始する場合においては、取引の合理性、事業上の必要性、取引条件の妥当性について十分に検討した上で、取締役会において承認を得ることとしております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社はvisionを当社ホームページに開示しております。また、経営戦略、経営計画については、決算説明会資料等において開示しております。

()本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりとなります。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定することとして
います。各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長CEOに一任しております。
監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議のより決定することとしております。

()取締役会が経営陣幹部の線解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役及び監査役の候補者の指名にあたっては、人格、経験、能力及び知見等を総合的に判断し、その職務と責任を全うできる適任者を選定す
ることとし、取締役候補者は取締役会での検討、監査役候補者は監査役会の協議及び同意を得て、取締役会での審議の上、株主総会に上程し
決定しております。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の線解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の線解任・氏名についての説明
社外役員の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。社内役員の選任理由につきましては現在開示しておりません
が、今後株主総会招集通知にて開示することを検討いたします。

【補充原則4 - 1 】
当社は、法令において定められた取締役会決議事項及び重要な業務執行上の意思決定につきましては、取締役会において決議しております。ま
た、取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役会にて決議すべき事項を明確に定めております。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】
コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役の選任にあたって、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識ならびにその職務に相応しい人格を有する方を
社外取締役候補者に指名しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、経営に対する監督機能の向上に貢献いただける方
を独立役員として届け出ております。

【補充原則4 - 11 】
当社の取締役会は、社外取締役1名を含む5名の取締役、3名の監査役(いずれも社外監査役)により構成されております。取締役の選任におい
ては、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与する豊富な経験や高い専門性・見識並びに高度な倫理観と優れた人格を備えた人材を選任して、
加えて社外取締役及び監査役においては、独立した立場で業務執行を監視・監督を期待できる人材を選任することより、取締役会全体としてのバ
ランス、多様性及び規模を十分に考慮して取締役会を構成しております。

【補充原則4 - 11 】
取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、株主総会の招集通知や、有価証券報告書等において開示しております。

【補充原則4 - 11 】
コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

【補充原則4 - 14 】
当社では、個々の役員の知識や経験を勘案の上、期待される各自の役割や責務を十分に果たせるよう、外部機関が実施する各種研修やセミ
ナーへの参加、及び専門誌の購読等を通じて、知識の習得や継続的な更新をする機会を得るための体制を確保しております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、代表取締役及び取締役CFOを中心に、コーポレートマネジメント部門を窓口としたIR体制を整備し、ホームページ、適時開示及び取材を
通じて、適時適切な情報提供に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村 慶郎	1,361,200	15.76
佐藤 亨樹	1,361,200	15.76
慶キャピタル株式会社	775,200	8.97
TSK capital株式会社	775,200	8.97
鈴木 謙司	381,600	4.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	281,800	3.27
脇山 季秋	270,000	3.12
株式会社SBI証券	214,416	2.49
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	175,700	2.03
五代儀 直美	134,000	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
若松 俊樹	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若松 俊樹	○	――	弁護士の資格を有し会社各務等の専門的な知見等を有する社外取締役を選任することにより、中立的な立場から当社の経営に有益な助言を頂くことが期待されるため選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石崎 文雄	学者													
杉浦 直樹	公認会計士													
岩波 竜太郎	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石崎 文雄	○	――	国内外の大学、研究機関等において、確立モデルや通信ネットワーク等の研究及び教育に従事した経験を持ち、同分野における高い見識を有しております。当社経営に対して中立的な立場から助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はありません。
杉浦 直樹	○	――	公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する高い知見から、当社経営に対して中立的な立場から助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はありません。
岩波 竜太郎	○	当社は、岩波氏と内部統制体制の構築・整備に係るコンサルティング契約を締結しておりましたが、社外監査役就任に伴い、契約を解除いたしました。	公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する高い知見から、当社経営に対して中立的な立場から助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的として、当社の社内取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	----	---------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定することとしております。各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長に一任しております。

監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、コーポレートマネジメント部門が担当しております。取締役会開催にあたり、事前に資料等を配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役及び取締役会)

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。

(監査役及び監査役会)

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成され、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時で開催しております。

監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席しております。なお、監査役杉浦直樹及び岩波竜太郎は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、専門知識と経験に基づき、監査を行っております。

(会計監査人)

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法に基づく監査を受けております。

(内部監査)

内部監査につきましては、内部監査室にて実施しております。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、代表取締役社長が主体的に関与しており、監査役にも実施状況を定期的に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。取締役会は、客観的で広範かつ高度な見識を持つ1名の社外取締役が在籍しております。監査役会は、取締役会から独立し、かつ3名の社外監査役により、業務執行に対する監督・監査を行っております。現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、会社法により株主総会開催の2週間前までに発送するように定められておりますが、今後はより早く速やかに発送するように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、他社の集中日を避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項であると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページのIRサイトに掲載する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回以上開催するとともに、機関投資家からの個別取材に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイトにIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートマネジメント部門が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IR活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要である。」と考えております。そのため、当社はホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、各種規程を制定したうえ、平成27年11月4日付取締役会決議によって内部統制に関する基本方針を策定し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。

- a. 当社並びに子会社(以下、「当社グループ」という。)の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築しております。
- (b) 当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督するものとしております。
- (c) 当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図ります。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容は適時適切に対応いたします。
- (d) 当社は、内部監査室をして、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に、当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施いたします。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施いたします。
- (e) 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

b. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、内部情報管理規程等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理しております。

c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。

d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
- (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。

e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制

- (a) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定めております。
- (b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行います。
- (c) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項を適時報告させております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実行性確保に関する事項

- (a) 監査役が職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保いたします。
- (b) 当該使用人が監査役が職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものいたします。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものいたします。

g. 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- (b) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりいたします。
- ・ 重要な機関決定事項
 - ・ 経営状況のうち重要な事項
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
 - ・ 重大な法令・定款違反
 - ・ 内部通報窓口その他への相談、通報状況等
 - ・ その他、重要事項

監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものいたします。

h. 監査役が職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理いたします。

i. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、監査役が業務の遂行にあたり、当社各部門およびグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力いたします。
- (b) 当社は、監査役が、取締役会を始め、重要な会議に出席することを妨げません。

(c) 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めるものとしています。

j. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制の準備をし、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

当社では、新規顧客の取引開始時には、外部の調査機関の活用及び取引金融機関・取引先等からの風評等の信用調査を必ず収集するよう規程を整備した上で取引開始を実行しております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

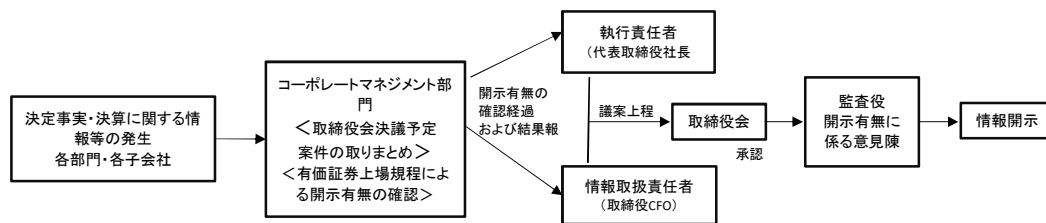
(1)コーポレート・ガバナンス体制について

「模式図(参考資料)」をご参照下さい。

(2)適時開示体制について

当社は、取締役CFOを適時開示の責任者としております。当社は、「金融商品取引法」、「有価証券上場規程」その他関連法規を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示するように努めてまいります。収集された情報は、適時開示責任者に集められ、検討・手続きを経た上で、公表すべき情報は適時に公表してまいります

<当社グループに係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>

